

糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における待機児童の解消に向けた保育士等の安定的な確保及び定着を目的として、奨学金を返済しながら働く保育士等の経済的負担の軽減を図るため、市内の保育所等に勤務する保育士等に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 保育に従事する常勤の職員で、保育士又は保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭を含む。）である者をいう。
- (2) 常勤の職員 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員で、期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を結んでいる者をいう。
- (3) 奨学金 指定保育士養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号の指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）又は幼稚園教諭の普通免許状授与の所要資格を得ることのできる課程（以下「教職課程」という。）のある大学（短期大学及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第31条第1項の指定教員養成機関を含む。以下同じ。）若しくは大学院の在学中又は入学時に借り受けた資金で、次のアからクまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の実施する奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）
 - イ 公益財団法人交通遺児育英会の実施する奨学金
 - ウ 一般財団法人あしなが育英会の実施する奨学金
 - エ 都道府県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
 - オ 地方公共団体の実施する母子父子寡婦福祉資金（就学資金及び就学支度資金）
 - カ 地方公共団体の実施する奨学資金又は育英資金
 - キ 指定保育士養成施設又は教職課程のある大学若しくは大学院の実施する奨学金
 - ク 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けられているもので、アからキまでに掲げるものに準じるものとして市長が認めるもの
- (4) 保育所等 次のアからウまでのいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、奨学金の借受人で、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 指定保育士養成施設を卒業して保育士資格を取得した者

イ 教職課程を修了して幼稚園教諭の普通免許状を取得した者

(2) 奨学金の返済期間の属する月（令和4年4月以後の月であって、資格取得日の属する月の翌月から資格取得日の3年後の日の属する月までの期間に属する月に限り、この告示に基づく補助金のほかに奨学金の返済に関して給付を受けている月を除く。次条において同じ。）に市内の保育所等で保育士等として勤務する者

2 前項の資格取得日は、指定保育士養成施設を卒業した日又は教職課程を修了して大学を卒業した、若しくは中退した日のいずれか早い日とする。ただし、交付対象者が幼稚園教諭の専修免許状授与の所要資格を得ることのできる課程を修了した場合は、当該課程を修了して大学院を修了した日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は交付対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）である者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額等)

第4条 補助金は、交付対象者で3月1日（次項において「基準日」という。）に市内の保育所等で保育士等として勤務するものに対し、交付することができる。

2 補助金の額は、1万円に奨学金の返済期間の属する月（基準日の属する市の会計年度（以下「交付対象年度」という。）において交付対象者が市内の保育所等で保育士等として勤務する月に限る。以下「返済月」という。）の月数を乗じた額とする。ただし、交付対象年度において交付対象者が奨学金の返済に要した費用（利息を含み、遅延損害金及び振込手数料を除く。）の額を1月当たりの額に換算した額に返済月の月数を乗じた額を超えないものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（交付対象年度の末日まで市内の保育所等に保育士等として勤務する予定の者に限る。以下「申請者」という。）は、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、交付対象年度の3月1日から3月20日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 指定保育士養成施設又は教職課程を修了した大学の卒業証明書
- (2) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (3) 雇用証明書（様式第2号）
- (4) 奨学金貸与証明書その他奨学金を借り受けたことを証明する書類
- (5) 奨学金の返済（予定）額が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象年度中の奨学金の返済を完了したときは、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた交付決定者は、速やかに糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者がこの告示に違反して補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
生年月日
性 別 男・女

年度糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金の交付を受けたいので、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 返済（予定）額
別紙のとおり

3 添付書類

- (1) 指定保育士養成施設又は教職課程を修了した大学の卒業証明書
- (2) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (3) 雇用証明書（様式第2号）
- (4) 奨学金貸与証明書その他奨学金を借り受けたことを証明する書類
- (5) 奨学金の返済（予定）額が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

申請に当たっては、次の内容を確認のうえ、□にレを記入してください。

- 私は、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程第3条第3項各号のいずれにも該当しません。また、その確認のために、申請内容について警察署に照会されることに同意します。

(別紙)

返済（予定）額	返済月数※1
円	月
うち未納額 円 月 日支払い予定	

※1 奨学金を返済し、かつ、市内の保育所等で保育士等として勤務する月の数

(1)	$10,000 \text{円} \times \text{月 (返済月数)} = \text{円}$
(2)	$\text{円} \times 2 \times \text{月 (返済月数)} = \text{円}$
交付申請額 ((1)と(2)の少ない額) 円	

※2 返済（予定）額を1月当たりの額に換算した額

様式第2号（第5条関係）

雇用証明書

年 月 日

事業者 所在地
名称
代表者氏名

印

次のとおり雇用していることを証明します。

氏名		
住所		
勤務先	所在地	
	名称	
採用年月日	年 月 日～ 年 月 日 (雇用期間がある場合は雇用終了日)	
採用形態	常勤 (1日6時間以上かつ1ヶ月20日以上)	
職種	保育士・保育教諭	

様式第3号（第6条関係）

糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付で交付申請のあった 年度糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程第6条の規定により、通知します。

記

- 1 決定区分 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告書

年 月 日

糸島市長 様

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金について、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付規程第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 返済額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 奨学金の返済額が確認できる書類
- (2) その他

様式第6号（第9条関係）

糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付請求書

糸島市長 様

交付決定者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日 第 号で交付額の確定を受けた 年度糸島市
保育士等奨学金返済支援事業補助金について、糸島市保育士等奨学金返済支援事業補助金
交付規程第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先※本人名義に限る。

金融機関名	支店名
種別	口座番号
普通・当座	
口座名義人	
フリガナ	
.....	